

## 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

原則、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 居室

1室の定員は1人(場合によっては2人)とし、入所者1人当たりの床面積は、**10.65㎡以上**とする

- 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設ける

- 食堂及び機能訓練室

合計した面積は、**3㎡**に入所定員を乗じて得た面積以上とし、食事の提供又は機能訓練を行う場合に、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる

- 浴室

介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする

- 洗面設備

居室のある階ごとに設け、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする

- 便所

居室のある階ごとに居室に近接して設け、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする

- 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とする

- 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる

- 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設ける

- 看護職員室

- 面談室

- 洗濯室又は洗濯場

- 汚物処理室

- 介護材料室

- 事務室その他の運営上必要な設備